

奈良県警察本部告示第 1 6 号

令和 3 年 5 月奈良県警察本部告示第 3 0 号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、令和 5 年 3 月 1 日から適用する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

奈良県警察本部長 安 枝 亮

1 の表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 1 3 年法律第 5 7 号）の項の次に次のように加える。

遺失物法施行規則（平成 1 9 年国家公安委員会規則第 6 号）	第 2 6 条
	第 2 8 条第 2 項
	第 3 1 条第 1 項
	第 3 2 条
	第 3 3 条第 1 項
	第 4 1 条

4 の(1)中「接続する措置」の次に「及びあらかじめ交付された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置」を加え、4 の(1)の表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の項の次に次のように加える。

遺失物法施行規則	第 2 6 条
	第 2 8 条第 2 項

	第 3 1 条第 1 項
	第 3 2 条
	第 3 3 条第 1 項
	第 4 1 条

4 の(2)の表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の項の次に次のように加える。

遺失物法施行規則	第 2 6 条
	第 2 8 条第 2 項
	第 3 1 条第 1 項
	第 3 2 条
	第 3 3 条第 1 項
	第 4 1 条